

熊本県公報

第12922号

令和2年(2020年)

5月7日(木)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 介護医療院の開設許可…………… (") 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (") 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 5
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 6

登 載 依 頼

- 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 6
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等
の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (") 7

告 示

熊本県告示第409号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項の規定において準用する同法第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの種類
セントケア九州株式会社 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア八代萩原 八代市萩原町一丁目9番50号	431100247	令和2年（2020年）6月1日	通所介護

熊本県告示第410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。

令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
岸病院 介護医療院 菊池市泗水町豊水3388番地1	医療法人菊芳会	令和2年（2020年）5月1日

熊本県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町菅字皿木 557番1地先から 同所 557番1地先まで	前	4.6 ～ 12.8	23.9	災害防除
			後	5.4 ～ 46.0		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）5月7日

熊本県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡山都町島木字下日栗 5421番1地先から 同所 5409番1地先まで	前	5.7 ～ 9.7	70.4	災害防除
			後	16.7 ～ 28.8		
		上益城郡山都町島木字水増 2412番地先から 同所 2415番1地先まで	前	12.7 ～ 23.8	49.4	
			後	24.7 ～ 57.0		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）5月7日

熊本県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉 1506番10地先から 同所 1501番1地先まで	前	16.9 ～ 64.0	79.5	防安交
			後	47.5 ～ 75.8		
		上益城郡益城町大字杉堂字芭蕉 1516番1地先から 同所 1522番1地先まで	前	20.9 ～ 54.7	147.4	
			後	32.2 ～ 73.5		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)5月7日

熊本県告示第414号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	錦湯前線	球磨郡湯前町溝合 2982番地先から 同所 2923番2地先まで	前	5.6 ～ 12.5	310.0	単道改
			後	7.4 ～ 12.9		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)5月7日

熊本県告示第415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡南小国町大字満願寺字川上 2345番地先から 同所 2345番地先まで	前	13.6 ～ 14.8	16.0	災害復旧
			後	13.6 ～ 16.8		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)5月7日

熊本県告示第416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年(2020年)5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	嘉島甲佐線	上益城郡甲佐町大字白旗字古閑 1826番1地先から 同所 609番1地先まで	前	17.2 ～ 23.7	302.0	広域連携交付金
			後	19.4 ～ 34.0		

2 区域を変更する期日 令和2年(2020年)5月7日

熊本県告示第417号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービスCOCHI 菊池郡菊陽町光の森三丁目6-15	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎	令和2年(2020年)5月1日	435220 0416	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第418号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
からふる 宇城市松橋町久具358-14	一般社団法人てとて 宇城市松橋町久具2053-2 毛利 妙美	令和2年(2020年)5月1日	435270 0175	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第419号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲島 郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日

桜ファーマーズ 宇城市松橋町竹崎190 9-10	合同会社HERO'S 熊本市南区城南町下宮地 905番地8 鈴木田 大策	就労継続支援A型 就労継続支援B型	令和2年(2020年)5 月1日
--------------------------------	---	----------------------	---------------------

公 告

熊本県公告第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2210番1
203.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇城市豊野町糸石673番地
小山 哲史

熊本県公告第281号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西田 憲之	熊本市南区城南町碓	熊本市南区城南町碓字免戸町901番ほか1筆
川田 義治	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野143番
田尻 智則	熊本市北区万楽寺町	熊本市北区万楽寺町字立野144番

2 認可年月日

令和2年（2020年）4月28日

熊本県公告第282号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和2年（2020年）5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市敷川内町字頭割622番3ほか2筆
西崎 耕一	八代市大福寺町	八代市植柳下町字空田4789番1ほか1筆
合同会社上村農園	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字式番割1240番1ほか1筆
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字式番割450番1
松永 豊	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字式番割188番2ほか2筆
泉 泰親	八代市鏡町宝出	八代市鏡町宝出字五番割115番1

株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町芝口字壺式番割581番ほか5筆
宮崎 藤八	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字参番割491番1ほか1筆
宮永 一幸	八代市東陽町小浦	八代市東陽町小浦字山口2381番2ほか1筆
吉川 美津治	八代市竹原町	八代市島田町字新開1087番
株式会社アグリ 日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久栄町10番1

2 認可年月日
令和2年(2020年)4月28日

熊本県公告第283号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和2年(2020年)5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1402号	魚廃物加工肥料	調整魚粉	窒素全量：4.5 りん酸全量：5.0 加里全量：2.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬555	令和5年(2023年)4月21日

登 載 依 頼

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年5月7日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第14号

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。
別表第1中

清水が丘学園	(1) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員(夜間の生活指導等を行う者に限る。)	3	を
	(2) (1)以外の児童自立支援専門員及び児童生活支援員	2	

清水が丘学園	(1) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員(夜間の生活指導等を行う者に限る。)	3
--------	--	---

	(2) (1)以外の児童自立支援専門員及び 児童生活支援員 (3) 心理判定業務に従事する職員	2	に改める。
--	---	---	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月7日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の部市長部局の款本庁（会計課を含む。）の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐 行政管理室長」に、「秘書係長」を「秘書広報係長」に、「職員係長 行政係長」を「職員係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。